

各務原市発注の週休 2 日制モデル工事実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、各務原市が発注する建設工事の週休 2 日を確保するモデル工事（以下「週休 2 日制モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式及び対象工事)

第 2 条 週休 2 日制モデル工事は、各務原市が発注する工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

(1) 週休 2 日制モデル工事（現場閉所）

- ・現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事、営繕工事を含む）
- ・完全週休 2 日を原則とする。

(2) 週休 2 日制モデル工事（交替制）

- ・社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含む、営繕工事を除く、交通規制・出水期・完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等）
- ・災害応急対策（競争入札の場合）

2 以下に掲げる工事は週休 2 日制モデル工事の対象としない。

- (1) 発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く）が著しく短い工事（1 週間程度）
- (2) 災害その他、避けることのできない事由により現場閉所・交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）、除雪業務委託等）
- (3) 現場閉所・交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）

(用語の定義)

第 3 条 週休 2 日制モデル工事（現場閉所）における用語は以下のとおり定義する。

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 「完全週休 2 日」とは、対象期間において、週休 2 日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (3) 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間において、週休 2 日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (4) 「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。（ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。）
- (5) 「対象期間」とは「工事開始日（工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。）」から「工事完成日（完成届に記載のある完成した日）」まで

の期間から非対象期間を除いた期間を指す。

- (6)「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間(8/14～8/16頃)、年末年始休暇6日間(12/29～1/3頃)、工場製作の期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間を指す。
 - (7)「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現地事務所の配置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
 - (8)「現場閉所率」とは、対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率を指す。別紙「現場閉所率の算出方法」を参考とすること。
 - (9)「月単位の週休2日(現場閉所)」とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。
 - (10)「通期の週休2日(現場閉所)」とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- 2 週休2日制モデル工事(交替制)における用語は以下のとおり定義する。
- (1)「週休2日交替制」とは、対象期間(交替制)において技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
 - (2)「対象期間(交替制)」とは、元請企業については現場作業着手日から現場作業完了日までの期間を基本とし、契約後、受発注者で協議して定める。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。
 - (3)「技術者」とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理(管理)技術者」・「下請主任技術者」等をいう。
 - (4)「技能労働者」とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
 - (5)「対象者」とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤(臨時)で従事する者は除くものとし、対象期間(交替制)内で連続4週間以上従事している者とする。交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。
 - (6)「休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間(交替制)に対する割合をいう。別紙「休日率の算出方法」を参考とすること。
 - (7)「平均休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。別紙「平均休日率の算出方法」を参考とすること。
 - (8)「月単位の週休2日(交替制)」とは、対象期間(交替制)の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
 - (9)「通期の週休2日(交替制)」とは、対象期間(交替制)の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事

である旨を以下のとおり記載する。

(1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

・・・

()本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。
詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

1 5 その他

・・・

()本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。
詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 週休2日制モデル工事の実施

()本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。
詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

(2) 週休2日制モデル工事（交替制）

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1 一般競争入札に付する工事

・・・

()本工事は、週休2日制モデル工事（交替制）です。詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載（指名競争入札の場合）

1 5 その他

・・・

()本工事は、週休2日制モデル工事（交替制）です。詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載

第〇条 週休2日制モデル工事の実施

()本工事は、週休2日制モデル工事（交替制）です。詳細は「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。

（実施方法等）

第5条 週休2日制モデル工事（現場閉所）は以下のとおり実施すること。

(1) 受注者は、工事着手前に、完全週休2日の「予定工程表」（任意様式）を発注者

に提出すること。なお、受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。

また、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。

- (2) 受注者は、対象期間終了時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等）の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

2 週休2日制モデル工事（交替制）は以下のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者へ提出するものとし（任意様式）、対象期間（交替制）終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況を整理し発注者に提出する（任意様式）。

- (2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。

3 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。（災害復旧工事及び営繕工事を除く）。

（工事成績評定点の加減点）

第6条 週休2日制モデル工事（現場閉所）として実施したものについては、達成状況に応じて、以下のとおり工事成績評定点の加点を行う。なお、予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて以下のとおり加点を行う。

- (1) 完全週休2日（土日）を達成した場合は2点を加点する。
(2) 月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合は1点を加点する。
(3) 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合は0.5点を加点する。

2 週休2日制モデル工事（交替制）として実施したものについては、達成状況に応じて、以下のとおり工事成績評定点の加点を行う。

- (1) 対象者全員の月単位の休日率が28.5%以上を達成した場合は2点を加点する。
(2) 月単位の週休2日（交替制）を達成した場合は1点を加点する。
(3) 通期の週休2日（交替制）を達成した場合は0.5点を加点する。

（工事費の補正）

第7条 週休2日制モデル工事（現場閉所）として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日（現場閉所）の達成を前提とした下記①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、対象期間終了時に月単位又は通期の現場閉所率を確認し、上記の基準に満たないものは、下記、達成状況に応じて請負代

金額を減額変更する。予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。ただし、営繕工事については、労務費のみ補正を行う。

【現場閉所率毎の補正係数】

(農林水産省の土地改良工事積算基準をもって積算する工事)

- ① 通期の週休2日(現場閉所)を達成した場合
【労務費】 1.02 【機械経費(賃料)】 1.02
【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.05
- ② 通期の週休2日(現場閉所)が未達成の場合
補正しない

(農林水産省(林野庁)の治山林道必携をもって積算する工事)

- ① 通期の週休2日(現場閉所)を達成した場合
【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04
【共通仮設費率】 1.04 【現場管理費率】 1.06
- ② 通期の現場閉所率が25.0%以上28.5%未満(4週7休以上8休未満)の場合
【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03
【共通仮設費率】 1.03 【現場管理費率】 1.04
- ③ 通期の現場閉所率が21.4%以上25.0%未満(4週6休以上7休未満)の場合
【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01
【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03
- ④ 通期の現場閉所率が21.4%未満の場合(4週6休未満)
補正しない

(その他工事)

- ① 月単位の週休2日(現場閉所)を達成した場合
【労務費】 1.04 【機械経費(賃料)】 1.02
【共通仮設費率】 1.03 【現場管理費率】 1.05
- ② 通期の週休2日(現場閉所)を達成した場合
【労務費】 1.02 【機械経費(賃料)】 1.02
【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03
- ③ 通期の週休2日(現場閉所)が未達成の場合
補正しない

2 週休2日制モデル工事(交替制)として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日(交替制)達成を前提とした下記①の補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。なお、対象期間(交替制)終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、上記の基準に満たないものは、下記、達成状況に応じて請負代金額を減額変更する。また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工

工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

○平均休日率毎の補正係数

(農林水産省の土地改良工事積算基準をもって積算する工事)

① 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合

【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.01

② 通期の週休 2 日（交替制）が未達成の場合

補正しない

(農林水産省（林野庁）の治山林道必携をもって積算する工事)

① 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合

【労務費】 1.05 【現場管理費率】 1.03

② 通期の平均休日率が 25.0%以上 28.5%未満（4 週 7 休以上 8 休未満）の場合

【労務費】 1.03 【現場管理費率】 1.02

③ 通期の平均休日率が 21.4%以上 25.0%未満（4 週 6 休以上 7 休未満）の場合

【労務費】 1.01 【現場管理費率】 1.01

④ 通期の平均休日率が 21.4%未満の場合（4 週 6 休未満）

補正しない

(その他工事)

① 月単位の週休 2 日（交替制）を達成した場合

【労務費】 1.04 【現場管理費率】 1.03

② 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合

【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.01

③ 通期の週休 2 日（交替制）が未達成の場合

補正しない

3 契約後に、発注した方式を週休 2 日制モデル工事（現場閉所）から週休 2 日制モデル工事（交替制）に、もしくは週休 2 日制モデル工事（交替制）から週休 2 日制モデル工事（現場閉所）に変更する場合は、工事費の補正を、前項に規定する 4 週 8 休以上の達成を前提としたそれぞれの方式の補正係数①をもって各経費に乘じ、請負代金額を変更する。

週休 2 日制モデル工事（現場閉所）に変更する場合は、対象期間（交替制）終了時に月単位又は通期の現場閉所率を確認し、28.5%（4 週 8 休）に満たないものは、第 7 条第 1 項の達成状況に応じて請負代金額を減額変更する。予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。

週休 2 日制モデル工事（交替制）に変更する場合は、対象期間終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、28.5%（4 週 8 休）に満たないものは、第 7 条第 2 項の達成状況に応じて請負代金額を減額変更する。

また、契約後に週休 2 日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、請負代金額を減額変更する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする

る。

附 則（令和５年８月２２日決裁）

- １ この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告等を行う契約から適用する。
- ２ 次に掲げる要領は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこれらの要領により試行された週休２日制モデル工事については、同日後もなおその効力を有する。
 - （１）各務原市発注の週休２日制モデル工事試行要領（令和５年３月１５日決裁）
 - （２）各務原市発注営繕工事の週休２日制モデル工事試行要領（令和５年３月１５日決裁）

附 則（令和６年７月２９日決裁）

この要領は、令和６年８月１日より工事費の積算を行うものから施行する。

■週休2日制モデル工事(現場閉所)

○現場閉所率の算出方法

現場閉所率(%) =

$$\frac{\text{対象期間における現場閉所日の日数}}{\text{対象期間の日数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※「現場閉所日」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。)

※「対象期間」とは、「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。

【非対象期間】

(1)準備期間:工事開始日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間)

(2)後片付け期間:本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間(事務手続、後片付け等のみが残っている期間)

(3)夏季休暇(3日間): 8/14 ~ 8/16頃

(4)年末年始休暇(6日間): 12/29 ~ 1/3頃

(5)工場製作の期間

(6)工事事務等による不稼働期間

(7)天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間

(8)受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

■週休2日制モデル工事(交替制)

○休日率の算出方法

休日率(%) =

$$\frac{\text{対象者の休日数}}{\text{対象者の対象期間の日数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※対象者毎に算定するものとする。

○平均休日率の算出方法

$$\text{平均休日率(\%)} = \text{対象者全員の休日率の平均(\%)}$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。